

令和6年2月9日

第8回水俣市農業委員会

## 第8回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年2月9日  
開会 9時30分  
閉会 9時43分
- 3 出席委員  
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 戸次 治夫 君  
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君  
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君  
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君  
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君  
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君  
8番 西本 和代 君  
推進委員 14名 15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君  
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君  
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君  
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君  
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君  
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君  
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員  
農業委員 1名 2番 竹下 正治 君  
推進委員 0名
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議第28号 農地法第5条の許可申請について  
議第29号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
次長 大川 尊  
主任 山内 哲郎  
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第8回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、2番、竹下委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、鬼塚委員、4番、金田一委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、7番、山内委員にお願いします。</p>
<p>7番委員 (山内英明君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 3件ございますが、これは住宅建設に係るもので、同一の転用目的となります。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知についてでございます。 議案書は2ページになります。 2件ございますが、本件は、熊本県農業公社を転貸人とした利用権設定を合意解約したもので、貸し人、借り人とも熊本県農業公社と合意解約したものです。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに田で、面積は、1,115㎡です。 合意解約日は、令和6年1月4日で、解約の理由は、規模縮小す</p>

	<p>るため、解約後は、貸し人が自己管理するという事です。 農地の場所につきましては、議案書3ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第28号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。 番号1番は、私の担当ですので私から説明します。</p>
1 番委員 (坂本隆司君)	<p>5ページをご覧ください。 議第28号、農地法第5条の許可申請の1番について説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、114㎡。 農地区分は、第3種農地です。 申請地は、6ページをご覧ください。 現地調査を2日、事務局、行政書士、私達の5名で行いました。 この農地は、家に囲まれ、道もなく行けない状態になっていましたので耕作もされていなくて、現地調査をするのも道が無くて入って行けないような所でしたが、この隣の譲渡人が、この横に住宅がありまして、農地の持ち主も一緒なので、今解体をされていて更地にされて、裏は行けなかったのですが、駐車場に通れるように、農地も宅地も両方購入されましたので、この農地が活用できるようになったわけです。 活かされたのかなと思っています。 よって、農地法第5条の転用に係る許可基準により駐車場を設置しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。 美容室、床屋さんなので、今迄、お客さんの駐車場がなかったものですから。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第28号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>

	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第28号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第29号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 担当委員の説明をお願いします。
10番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	10番、稲田委員をお願いします。
10番委員	議第29号、農用地利用集積計画の申出、番号1について説明させていただきます 議案書9ページをご覧ください。 貸人、借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田で、面積は、1,633㎡です。 始期終期は、令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻です。 借賃は無償で、使用貸借権となっています。 申請地は、地図の10ページをご覧ください。 こちらのほうは、道から中に入った所の土地になりますが、耕作しやすい土地だと思います。 借人の方は、水稻を主に、野菜、玉葱等を栽培しておられ、年間の作業日数も200日を超えています。 奥様と一緒に頑張っておられます。 以上ですが、旧農地経営基盤促進法第18条第3項の各要件を、満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第29号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第29号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第8回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員